



# 精神科看護管理ニュース



Vol. **101**

発行 日本精神科看護協会

2022/06/06

## 1 令和4年度診療報酬改定の疑義解釈について

精神医療に関する診療報酬改定の疑義解釈を整理しました。厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について（その1～6）を参考にしていますが、日精看が皆様から頂いた質問項目も加えています。

### 【看護補助体制充実加算】

- 看護補助体制充実加算の施設基準における看護補助者及び看護職員の研修受講者の氏名について、届出の際に提出する必要があるか。

（答）必ずしも提出する必要はないが、求めに応じて提出できるよう保険医療機関内に控えておくこと。

- 看護補助体制充実加算の施設基準における看護職員に対して実施する院内研修について、
  - ① 実施時間数や実施方法はどのようにすればよいか。
  - ② 常勤の看護職員及び非常勤の看護職員のいずれも受講する必要があるのか。

（答）それぞれ以下のとおり。

- ① 日本精神科看護協会「看護補助者活用研修会」等を参考にされたい。
- ② いずれも受講する必要がある。

- 看護補助体制充実加算の施設基準における「看護師長等」とは副主任や主任でもよいのか。

（答）よい。ただし、看護師国家資格を有する者でなければならない。

- 看護補助体制充実加算の施設基準において、「当該病棟の看護師長等が所定の研修を修了していること」とされているが、当該加算を算定する各病棟の看護師長等がそれぞれ所定の研修を修了する必要があるか。

（答）そのとおり。

### 【依存症入院医療管理加算】

- 区分番号「A231-3」依存症入院医療管理加算の施設基準において求める医師等の「薬物依存症に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答）現時点では、以下の研修が該当する。

- ・ 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが実施する「認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修」
- ・ 日本アルコール・アディクション医学会が実施する「認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修」

なお、令和4年4月1日以降に実施される上記の研修については、入院医療に関する要点等が含まれ、これを履修する必要があるが、令和4年3月31日以前に上記のいずれかの研修を修了した者については、当該要点等について履修しているものとみなす。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

### 【精神科救急医療体制加算】

- 区分番号「A311」精神科救急性期医療入院料の注6に規定する 精神科救急医療体制加算の施設基準における「地域における医療提供体制 や医療計画上の必要性等に係る文書」とは、具体的にはどのようなものか。

(答) 当該加算の届出を行う保険医療機関が所在する都道府県等において、都道 府県等精神科救急医療体制連絡調整委員会又は圏域ごとの精神科救急医療 体制若しくは身体合併症患者の医療提供体制に係る検討部会(精神科救急 医療体制整備事業)における意見を踏まえて当該保険医療機関が 120 床を 超えて精神科救急医療に対応する病床数を確保することが必要であると認定された文書をいう。具体的には、以下の事項を含むものであること。

- ・ 地域において精神科救急医療体制を整備するに当たり、届出保険医療機 関において、120 床を超えた精神科救急医療に対応する病床が必要である こと。
- ・ 精神科救急情報センター(精神科救急医療体制整備事業)等からの依頼 を断らずに当該保険医療機関において患者を受け入れていること又は受け入れられない事例について、都道府県等精神科救急医療体制連絡調整 委員会等に対して患者の受療調整状況及び事例の件数を報告していること。

### 【こころの連携指導料(I)】

- 区分番号「B005-12」こころの連携指導料(I)について、心療内 科又は精神科を標榜する保険医療機関の心療内科又は精神科を担当する 医師が、患者の病態を踏まえ、他の心療内科又は精神科に当該患者を紹介した場合、当該指導料は算定可能か。

(答)算定不可。

- 区分番号「B005-12」こころの連携指導料(I)において、心療内 科又は精神科を標榜する保険医療機関の内科等を担当する医師が、患者の 病態を踏まえ、他の心療内科又は精神科に当該患者を紹介した場合、当該指導料は算定可能か。

(答)他の算定要件を満たせば算定可能。

### 【療養生活継続支援加算】

- 区分番号「I002」通院・在宅精神療法の注9に規定する療養生活 継続支援加算の施設基準において求める看護師は①病棟に配属されている者でも可能か。②「精神看護関連領域に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答)①専任可能。②現時点では、以下の研修が該当する。

- (1)日本看護協会の認定看護師教育課程「認知症看護」
- (2)日本看護協会が認定している看護系大学院の「老年看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- (3)日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程

診療報酬疑義照会の詳細につきましては、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、中医協リンクの「令和4年度診療報酬について」→「第3 関係法令等」→「事務連絡」の(7)疑義照会の送付について(その1~11)をご覧ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034